学生の皆さんへ

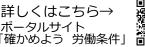
アルバイトをする前に 知っておきたい7つのポイント

- Point 1
- アルバイトを始める前に、労働条件を確認しましょう!
- Point 2
- バイト代は、毎月、決められた日に、全額支払いが原則!
- Point 3
- アルバイトでも、残業手当があります
- Point 4
- アルバイトでも、条件を満たせば、有給休暇が取れます
- Point 5
- アルバイトでも、仕事中のけがは労災保険が使えます
- Point
- アルバイトでも、会社都合の自由な解雇はできません
- Point Z

困ったときは、総合労働相談コーナーに相談を











アルバイトを始める前に、労働条件を確認しましょう!

働き始めてから、「最初に聞いた話と違っていた」ということにならないように、会社から契約書など書面をもらい、労働条件をしっかり確認しましょう。特に次の6項目については必ず確認しましょう。

- ① 契約はいつまでか(労働契約の期間に関すること)
- ② 契約期間の定めがある契約を更新するときのきまり(更新があるか、更新する場合の判断のしかたなど)
- ③ どこでどんな仕事をするのか(仕事をする場所、仕事の内容)
- ④ 勤務時間や休みはどうなっているのか(仕事の始めと終わりの時刻、 残業の有無、休憩時間、休日・ 休暇、 交替制勤務のローテーションなど)
- ⑤ バイト代(賃金)はどのように支払われるのか(バイト代の決め方、計算と支払いの方法、支払日)
- ⑥ 辞めるときのきまり(退職・解雇に関すること)



バイト代は、毎月、決められた日に、全額支払われるのが原則!

労働基準法では、バイト代などの賃金について「賃金の支払いの5原則」というルールがあります。バイト代は、

- ① 通貨で、
- ② 全額を、
- ③ 労働者に直接、
- ④ 毎月1回以上、
- ⑤ 一定の期日に

支払われなければなりません。

また、バイト代などの賃金は都道府県単位ごとに「最低賃金」が定められており、これを下回ることはできません。



アルバイトでも、残業手当があります

労働基準法では、法定労働時間を超えて残業をさせる場合、事業主はあらかじめ、労使協定(「36(さぶろく)協定」)を締結し、所轄の労働基準監督署長に届け出なければなりません。また、残業に対しては、割増賃金 (残業手当)を次のように支払うよう定めています。

- ①1日8時間または週40時間を超えた場合は、通常の賃金の25%以上の割増賃金 ※
- ②1か月に60時間を超える①の残業の割増率は50%(ただし、中小企業は猶予)

また、午後10時から午前5時までに働いた場合は25%以上の割増賃金(深夜手当)が支払われます。

※ 労働者10人未満の商業、接客娯楽業等は週44時間



アルバイトでも、条件を満たせば有給休暇が取れます

年次有給休暇とは、あらかじめ働くことになっている日に仕事を休んでも、賃金がもらえる休暇のことで、いわゆる「有休」や「年休」のことです。年次有給休暇は、正社員、パート、アルバイトなどの働き方に関係なく、次の条件を満たす場合、取ることができます。

- ・週1日以上または年間48日以上の勤務をする方で、
- ・雇われた日から6か月以上継続勤務し、
- ・決められた労働日数の8割以上出勤した方



アルバイトでも、仕事中のけがは労災保険が使えます

正社員、アルバイトなどの働き方に関係なく、また、1日だけの短期のアルバイトも含めて、労災保険の対象です。 仕事が原因の病気やけが、通勤途中の事故で病院に行くときは、健康保険を使えません。病院で受診するときに、 窓口で労災保険を使うことを申し出てください。原則として治療費は無料となります。また、仕事が原因のけがな どで仕事を休み、バイト代をもらえない場合は、休業補償制度があります。



アルバイトでも、会社の都合で自由に解雇することはできません

アルバイトだからといって、簡単に解雇できるものではありません。解雇は、会社がいつでも自由に行えるというものではなく、社会の常識に照らして納得が得られる理由が必要なのです。



困ったときには、総合労働コーナーに相談を

アルバイトをして労働条件など、労働関係で困った場合は、全国の労働局や労働基準監督署などにある「総合労働相談コーナー」にご相談ください。相談は無料です。